

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和4年 6月21日

愛知県知事殿

## 提出者

住 所 碧南市汐田町2-26

氏 名 井上メッキ工業株 代表取締役社長 井上朋彦

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0566-41-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和3年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

|                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 事業場の名称                | 井上メッキ工業株式会社        |
| 事業場の所在地               | 碧南市汐田町2-26         |
| 事業の種類                 | 24、18              |
| 特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 |

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

| 項目                           | 目標値   | 項目                        | 目標値   |
|------------------------------|-------|---------------------------|-------|
| 排出量                          | 160 t | 全処理委託量                    | 160 t |
| 自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量         | 0 t   | 優良認定処理業者への処理委託量           | 160 t |
| 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量          | 0 t   | 再生利用業者への処理委託量             | 0 t   |
| 自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量     | 0 t   | 認定熱回収業者への処理委託量            | 0 t   |
| 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 | 0 t   | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | 0 t   |

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

|                                    |                |
|------------------------------------|----------------|
| 特別管理産業廃棄物排出量<br>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) | 前々年度<br>124 t  |
|                                    | 前 年 度<br>343 t |
| (電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)            |                |
| 令和2年11月よりマニフェストの電子化                |                |
| ※事務処理欄                             |                |

(日本工業規格 A列4番)

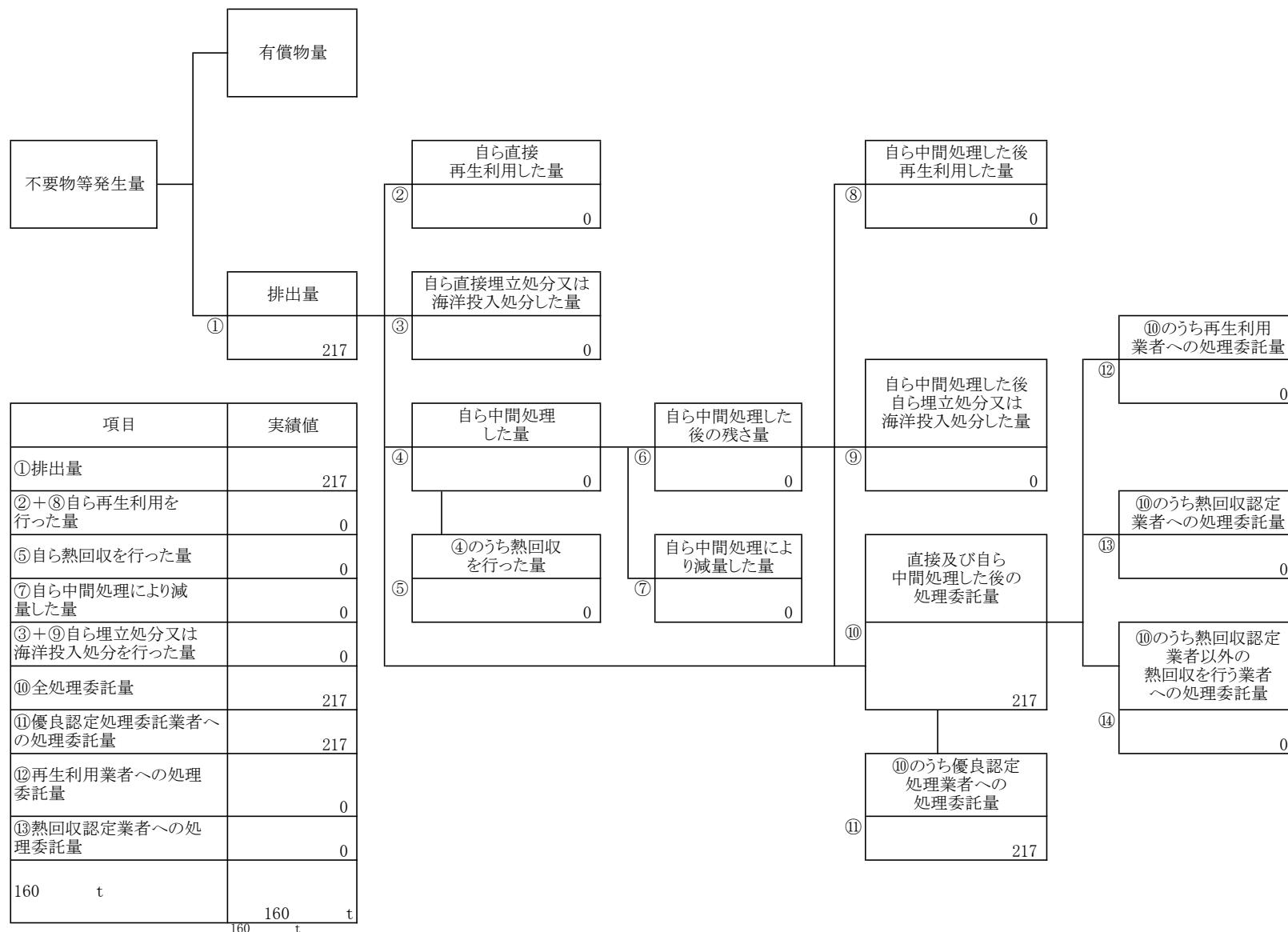
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

腐食性廃アルカリ

)

(第2面)



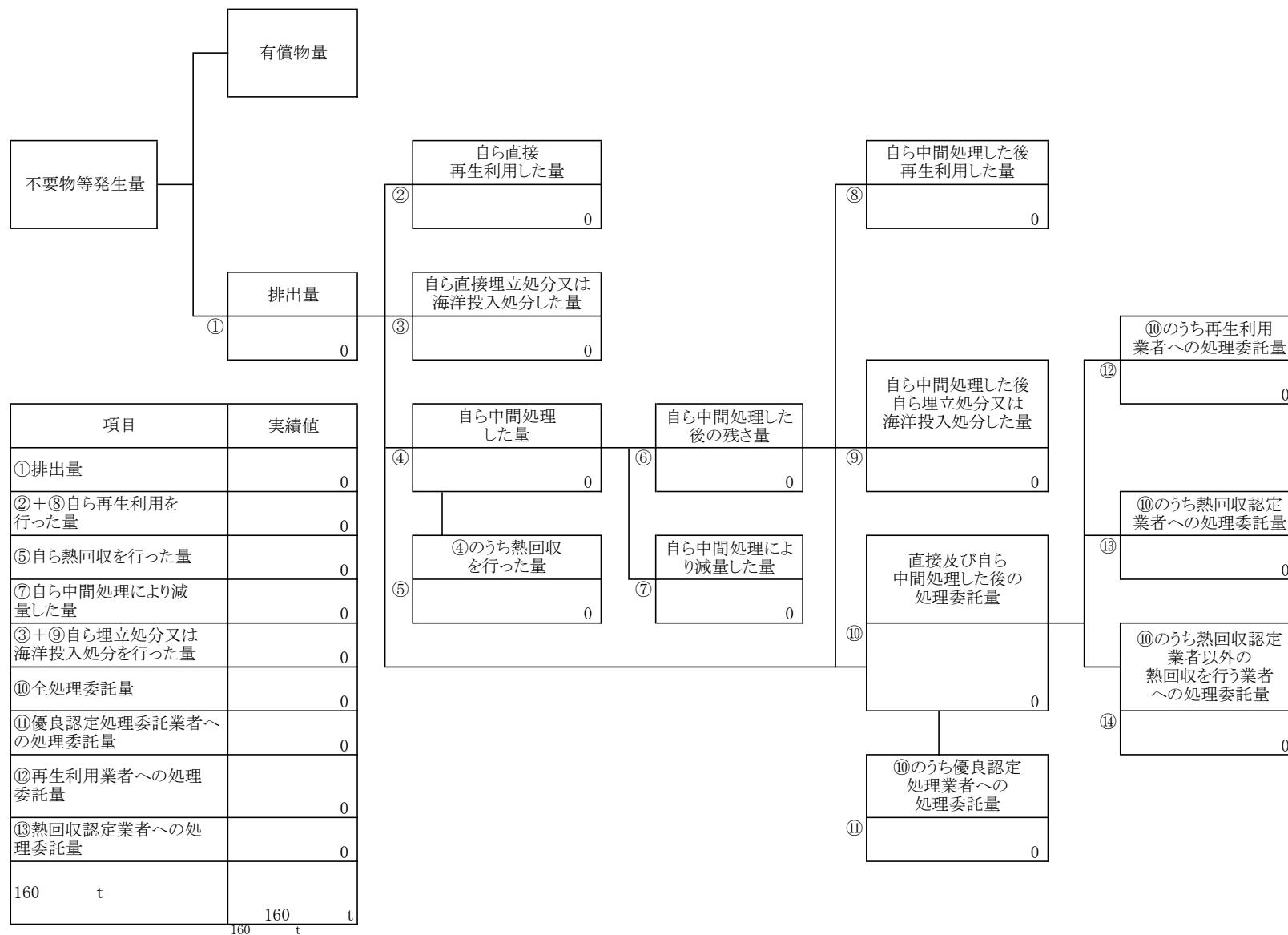
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

腐食性廃酸

)

(第2面)



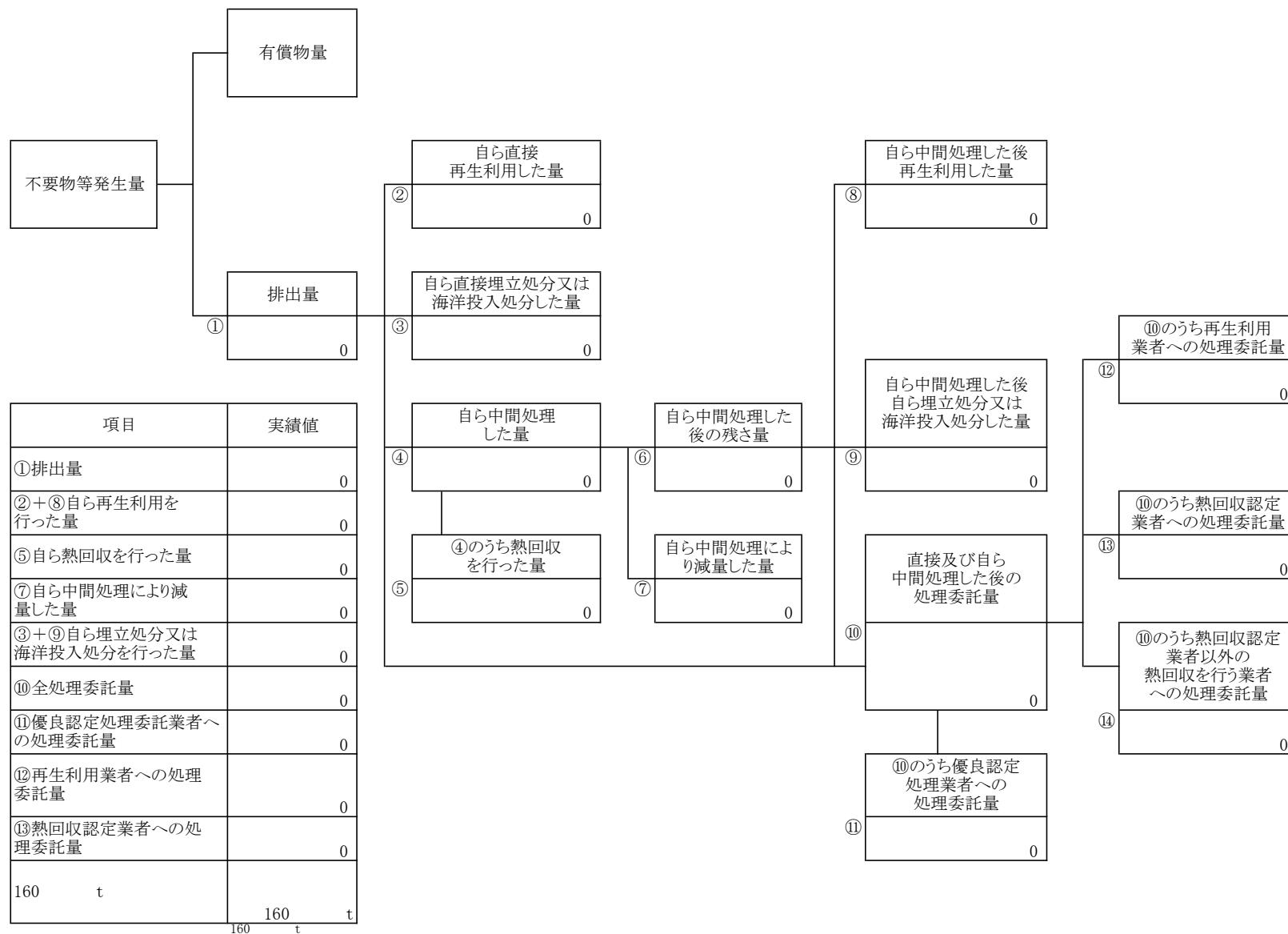
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

特定有害廃酸

)

(第2面)



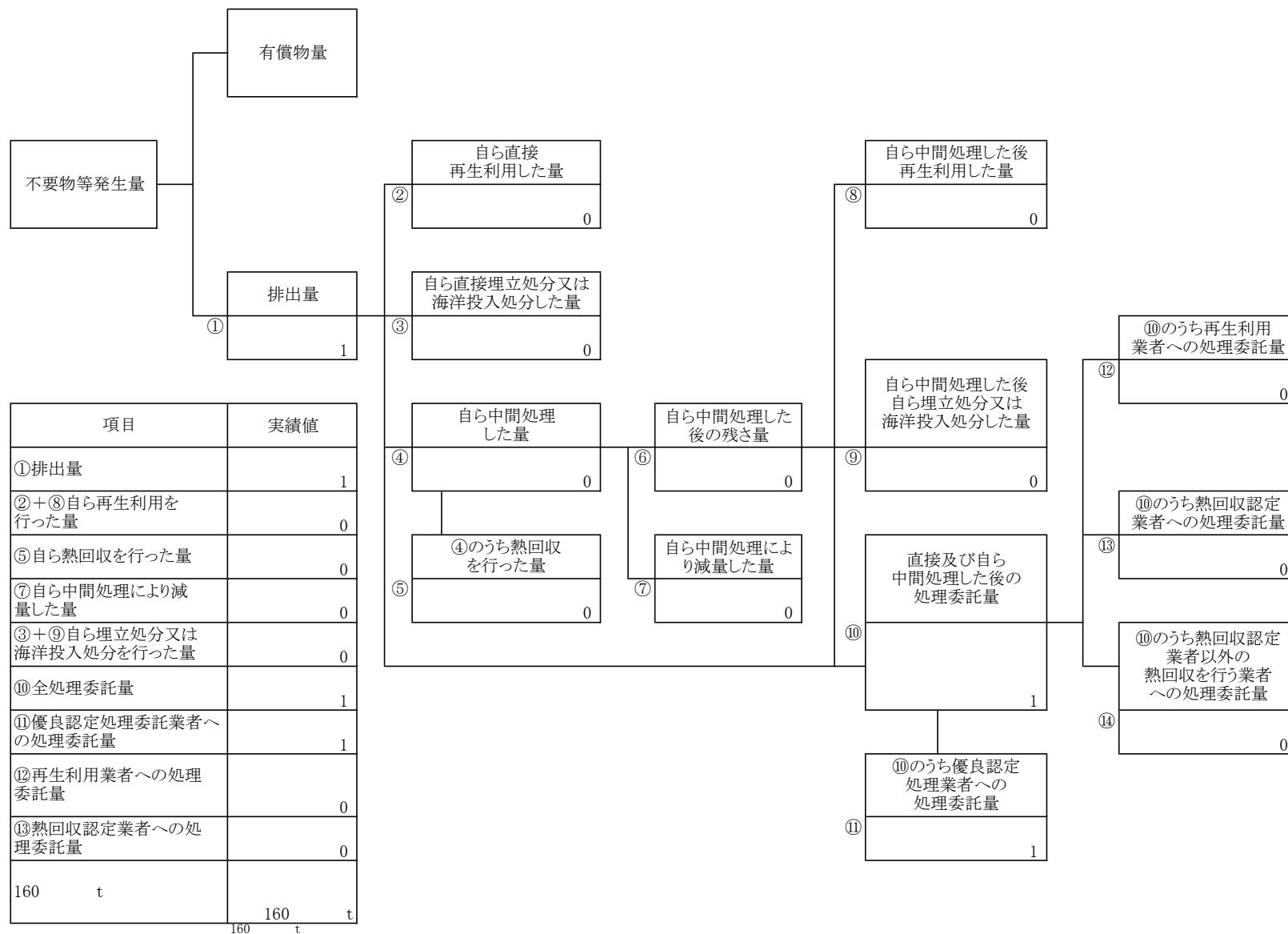
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

特定有害廃アルカリ

)

(第2面)

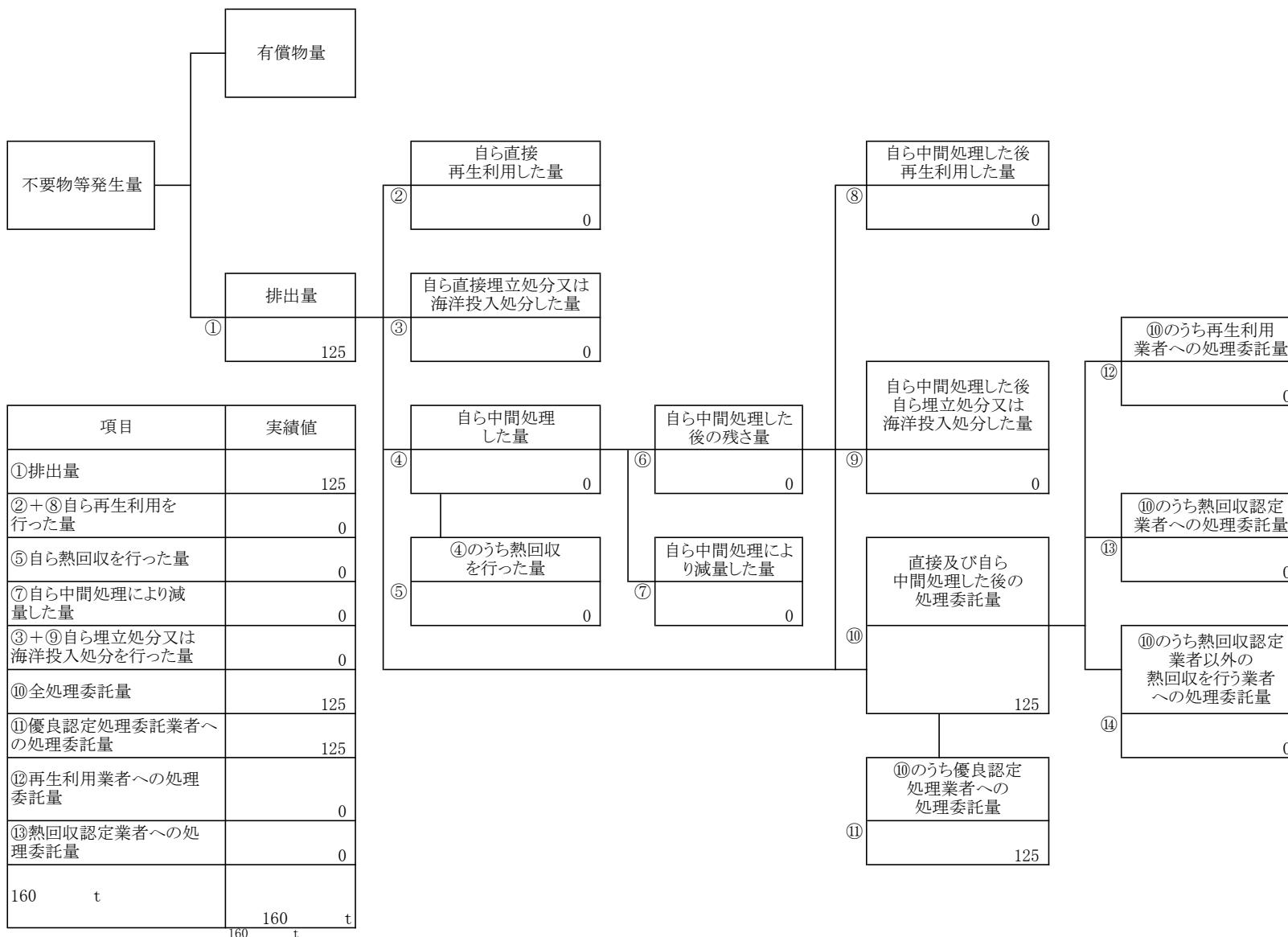


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

特定有害汚泥

)



(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄には、何も記入しないこと。